

# 財団法人 庭野平和財団 平成22年度最終報告書

特定非営利活動法人 かながわ難民定住援助協会  
コード番号：10-A-066

## 1. 活動の目的

インドシナ難民定住者を受け入れて36年が経ちますが、インドシナ難民定住者を初め外国人定住者は地域のボランティアの日本語教室で主に日本語を学んでいます。その内容は週1回2時間と開催回数が少なく、総合的な日本語の習得には限界があります。そのため多くの外国人定住者は日常生活で起こる様々な問題（雇用、教育、医療、住居、福祉、身分資格等）を的確に解決出来る定住者は僅かです。当協会は25年間、難民定住者を対象に生活相談と、16年前からは月1回専門家（弁護士）を招いて法律相談会を実施しています。その時、通訳を交えて対応していますが、彼らは日本語の読み書きを含めた通訳・翻訳に必要な研修を受ける機会がないために、正確な通訳や翻訳が出来ず、時にトラブルとなることもあります。又、同国人から相談を受ける難民定住者のリーダーも非常に困難を来しています。

特に日本語の読み書きを含めた体系的な日本語を学ぶ機会がないために、市役所や入管、病院等で日本語での書類の作成・記入に多くの困難が伴います。そのため在留資格の取得・更新等で不利益を被ることも少なくありません。

当協会で法律相談を含めた相談事業で通訳・翻訳をしながら、通訳・翻訳者に必要な日本社会の仕組みを理解するために法律や読み書きを含めた日本語の文章構成力をつける研修を受けることによって日本語の基礎力を築くことが出来、彼らが地域の難民定住者の互助活動をすることで難民の自立定住の促進に繋がることを目的としています。

## 2. 活動の内容と方法

### ①日本語初級文法集中講座の開催

日時：2010年11月1日～2011年1月19日 毎週月～金曜日

AM9:00～12:00 (全40回)

場所：大和市生涯学習センター他

内容：地域に定住して36年が経つインドシナ難民を初めその他の外国人定住者も地域では総合的に日本語を学べる機関がないために不正確な日本語が身につい

てしましました。そのため日本での定住年数が長い人でも日常会話でいつまで経ってもきちんと話すことが出来ず、混乱したまま間違って覚えてしまいそのまま定着してしまったケースが多く見受けられます。彼らの日本語の混乱や誤用を直していくには、語学の基礎となる「文法」を出来るだけ早い時期に集中的に勉強し、「文法」という物差しを使って頭の中を整理する手助けをし、日本語の4技能（話す、読む、聞く、書く）が着実に積み重ねられるような指導をしました。

方法：講師については、長年日本語学校で教えた経験もあり、なお且つ地域のボランティアの日本語教室でも教えている日本語講師2名が当協会事務局と協議をしながらカリキュラムを作成しました。受講者については事務局でラオス・ベトナム・カンボジアの3国から、普段から通訳・翻訳に携わっているリーダー等を推薦し、講座の参加について声を掛けました。またチラシを作成し傘下の日本語教室や市役所、地域の国際化協会等にも配布し募集を募りました。

## ②相談活動

### 1. 法律相談会

- ・実施方法：相談希望者はあらかじめ予約を入れ、事前に当協会事務所に来所してもらい、スタッフが相談内容を聞き取り、相談票を作成します。又、ラオス・ベトナム・カンボジアの民族団体から相談内容を聞き前日のPM3:00までに相談内容の要旨を弁護士事務所にファックスと電話、メール等で知らせました。  
当日は弁護士と通訳、当協会スタッフが立ち会い法律相談会を実施しました。必要に応じて書類の翻訳をしました。

・日 時：月1回 PM3:00～5:00

・場 所：当協会事務所

・構成員：専門家（弁護士）3名、通訳3名（各国1名）、当協会スタッフ2名

### 2. 生活相談

- ・実施方法・内容：相談希望者はあらかじめ電話等で予約をするか、もしくは当日事務所に来所します。事務所に来て相談者から相談内容を聞き取り対応しました。（必要に応じて通訳をつけた。）内容により関係各機関に繋げ、必要に応じて関係各機関へ付き添いました。その都度書類の書き方やそ

の他の補助やアドバイスを行いました。その日に受けた相談は相談票に記入しました。

- ・日 時：月～金曜日 AM10:30～PM6:00（相談者とその都度相談の上、来所する日時を決めました。）
- ・場 所：当協会事務所
- ・構成員：6名（相談グループ）と通訳・翻訳者

### 3. 活動の実施経過

#### ①日本語初級文法集中講座

##### 1) 学習者の属性

- ・学習者 14名（ベトナム3人、カンボジア2人、中国 4人、ペルー3人、フィリピン・コロンビア各1人）
- ・女性9名、男性5名、住まいは大和市とその周辺の市に在住。滞日年数は1～30年位です。

##### 2) 実施経過

初日にレベルチェックを行なった。内容は主な文法項目「形容詞の活用」「て形」「自動詞・他動詞」「可能」「授受」「使役」「受身」「使役受身」から問題を作成しました。100点満点中、6割出来た学習者をAクラス、それ以下をBクラスと2つに分けました。

レベルチェックの結果、レベル的には初級の中～後半あたりの学習経験者が約10名。その他は入門レベルでした。

教材は文法項目が非常によくまとまっている「初級日本語文法総まとめ ポイント20」を使用しました。宿題も毎回だし、毎日日本語で日記を書かせ、提出させました。

講座の最終回には、テストを実施しました。テストの内容等は以下の通りです。

##### ・Aクラス（入門レベル）の各試験項目の内容と評価基準

- ◎ 文法：問い合わせに対して正しく答えられる。また、正しい答えを選ぶことができる。  
基本動詞、形容詞、を適切な形に活用できる。  
漢字：既習漢字の読みができる。
- ◎ 聴解：時間と動作を聞き取れる。

◎ 会話：既習文型を使って正確(助詞・時制)に答えられる	3点
質問の内容を理解し、文型を使って答えられる	2点
質問の意味が理解出来る	1点

#### ・Bクラスの各試験項目の内容と評価基準

- ◎文法：問い合わせに対して、正しい答えを選ぶことができる。(助詞、疑問詞、名詞、接続詞)  
基本動詞、形容詞、を適切な形に活用できる。(動詞の普通形、ます形、て形、ない形。形容詞の接続及び過去形)
- ◎ 聴解：事実関係が聞き取れて、正しい答えを選ぶことができる。
- ◎ 表記：文型を使って、問い合わせに対して正しく答えを書くことができる。(普通形、た形、ない形)  
表記上のミスは1点ずつ減点。
- ◎ 会話：既習文型を使って正確(助詞・時制)に答えられる 3点  
質問の内容を理解し、文型を使って答えられる 2点  
質問の意味が理解出来る 1点

#### ②相談活動

法律相談は交通事故、雇用、結婚・離婚、在留資格等の相談内容で約200件でした。交通事故は保険会社からの連絡や書類の提出等があり、通訳を介さないと中々相談者の理解が進みません。しかし保険会社の方はベトナム語等の通訳者はいないので、日本語だけでは事が進まないという現状があります。交通事故による怪我で仕事を休むと休業損害が発生したり、怪我の状態が良くならないで転院やセカンドオピニオンを受けに行くなど通訳がいなければ事が進まないこともしばしばです。医師の話を聞いて結果を報告するというような通訳者としての力量を問われる場面も多くありました。

また子どもの呼び寄せ等在留資格の取得を自分たち(通訳を含め)だけで出してしまい、書類を翻訳して出さなくてはいけない、生年月日の翻訳ミスによって不許可になったケースや入管から翻訳書類の訂正文を出すよう言われているにもかかわらずどうしたらいいのか分からず、前と同じ書類を出してしまい、結果的に4回申請を繰り返して途方に暮れて不許可になって、当協会の相談に来るケースがあり、その解決には、困難を極めました。

いずれにしても入管や病院・裁判所等でどんな話があり何をしたのか、ということを日

本語で相談相手正しい日本語で伝えられ、日本語で書類を作成出来るようになるためには、文法を含めた日本語を体系的に学ぶことが前提条件で必須であると考えます。

生活相談ではボランティアの日本語教室等への問い合わせが非常に多くありますが、その前に入門・初級レベルの集中講座を受講してから地域の日本語教室に行けば相乗効果が得られると考えます。学習者には集中講座への参加を呼び掛けて、まずは日本語の基礎力をつけるように勧めています。

#### 4. 活動の成果

日本語初級文法集中講座の評価基準は以下の通りです。

##### 語学能力の評価基準

- (1) 発話力      A 日常生活ができる。  
(会話力)      B 日常生活に十分とはいえないが、ことばを補足して自分の意思を伝え、日常生活がなんとか、できる  
                    C あいさつ、簡単な自己紹介ができる。
- (2) 聴解力      A 日常生活ができる。  
                    B 日常生活に充分とはいえないが、要点を聞き取り、理解可能な箇所と不可能な箇所を区別して質問するなど補足し、日常生活がなんとかできる。  
                    C あいさつ程度の理解にとどまる。
- (3) 読解力      A 簡単な漢字を含んだ文章の理解がある程度できる。  
                    B ひらがな、カタカナの読み書きができる。  
                    C ひらがな、カタカナの読み書きがなんとかできる。

ほとんどの学習者は、体系的な日本語文法を勉強したことで、今まで漠然と頭の中に放り込んでいた日本語を整理する術があるのだ、ということを初めて知りました。特に生活言語しか入っていない学習者から、「あ～、そういうことだったのか」という驚きと感動、そして理解できた喜びの声を何度も聞きました。教材も上のクラスは1冊教科書を終えることが出来たので、達成感も得られたと思います。テストの結果はほとんどがAかBの評価でした。

宿題について、特に非漢字圏の学習者にとっては、日本語の文章を書く、ということは大変ハードルが高いものであったと思いますが、少しずつでも毎日書くことによって成果が出てきたので学習者自身がそのことを実感できたことは何よりでした。また、日記につづられた内容を読むことで、学習者の生活環境などをより理解することができ、授業にも生かせたと思います。文字によるコミュニケーションのツールとしても大きな役割が果たせたのではないかと思います。

最後に学習者から取ったアンケート結果は、授業の内容等はほとんどが良かったという評価でした。そしてまたこのような講座があったら全員受講したいということでした。自由記述欄では「日本に来てからこんなに日本語を勉強したのは初めてでした、とても楽しかったし役に立ちました、始めは難しかったが段々分かってきたので達成感がありました」という感想がありました。また宿題についても「毎日日記を書くのは嫌でしたが、文の書き方が分かってきました」ということでした。

この講座の開催を通してとく文法とコミュニケーション能力アップについてとやかく言われてましたが、学習者の日本語の総合力を向上させていくために両方のバランスを取りながらの定着が必須です。

法律相談では専門家（弁護士）のアドバイスなしでは問題の解決が不可能であるというケースばかりでした。また通訳者が相談者を連れてくるケースもあり、単に言葉を通訳するだけでなく関係機関に繋げるという役割も果たしています。ということであればこそ通訳・翻訳者の日本語、その他の研修が不可欠です。今回、実際に通訳・翻訳の実践をしながら並行して日本語の総合的な勉強に取り組めたことは、より効果的に日本語力を向上させることが出来て大きな成果となりました。

この講座は通訳・翻訳者予備軍を対象としていましたが、募集を開始したら入門レベルから初級後半レベルまでの人たちからの応募があり、結局のところ現在地域に定住している外国人の9割ぐらいの方々が日本語の読み書きに困難を来していて、総合的な日本語講座を安価で学べるところを求めていたということが分かったのも成果でした。

## 5. 今後の課題

日本語初級文法集中講座は一定期間毎日開催するので、地域の公民館等を継続して同じ場所を確保することが重要になります。開催場所が変わることは外国人にとって、大きな困難を伴います。大和市内の公的な施設はほとんどが有料の上、毎日同じ施設が使えるとは限りません。公的な施設で同じ場所で継続的に使えるところを確保することが課題です。

また学習者の日本語のレベルの差から最低でも2クラスは必要になることが多いので、講師謝礼の確保も今後の課題です。

学習者について、現在色々な相談窓口にいる通訳・翻訳者は日本語でのコミュニケ

ションが同国人より少し流暢であるというレベルの人たちがほとんどで、通訳・翻訳者に必要な研修を受けていないのが現状です。中でも特に高度な日本語の研修が必要であるにもかかわらず、その重要さに気付かず、日々の生活に流されて、長い年月が過ぎてしまったことは残念です。先に述べた通りその結果入管などで翻訳の間違いを指摘されたり不許可になってしまったケースも多く見受けられるので、通訳・翻訳者になる前に基礎となる日本語力につけることが大きな課題です。また通訳・翻訳者だけではなく、入門レベルの学習者も集中して日本語が学べることにより目に見えて日本語が上達するので、他地域でもこのような日本語講座が開催されることを切に望みます。そのためには地域の自治体との連携も不可欠であると思います。

相談活動では当協会に通訳を通じて相談者を紹介されることがあります、時に相談内容を的確に把握出来ていないことがあります。通訳者が相談内容を的確に判断して、関係機関や専門家に繋げることが重要になります。通訳・翻訳者の日本語力の向上と共に、日本社会の仕組みや日常生活レベルでの法律の知識を身につけることが求められます。日本社会への橋渡し役となる通訳・翻訳者の育成が急がれるところです。そういう意味でもこのような講座が定期的に実施出来る体制を作ることが今後の課題です。目下のところ、

日本語の総合的な習得が何より優先されることから、一つの目安として年間600時間で合計1200時間単位での日本語集中講座を安価で提供出来る体制づくりが難民定住者の自立には欠かせません。